次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［略］ 有限会社穴久保建設　群馬県太田市新田市野倉町百六十五番地　建築大工 一	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十四日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［略］ 株式会社沼田アルミ　群馬県沼田市白沢町上古語父千三百六十五番地一　サッシ施工 株式会社ノウムラ建設　兵庫県神戸市西区玉津町水谷六百三番地の十五　型枠施工 三和基礎株式会社　福岡県大野城市旭ケ丘一丁目一番一号　溶接	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十四日

法務大臣　上川　陽子